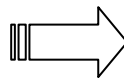


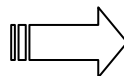
## 長岡市個人情報保護条例 改正の要点

1 マイナンバー制度への対応  
マイナンバー制度の実施に必要な条項を追加するもの



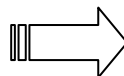
- ・ 個人番号、特定個人情報等の定義（第 2 条）
- ・ 個人番号の利用の制限（第 7 条）
- ・ 本人確認の方法（第 9 条）
- ・ 特定個人情報の利用・提供の制限（第 11 条・第 12 条）
- ・ 情報提供ネットワークシステムに関する条項（第 13 条）
- ・ 情報提供等記録情報は、利用停止請求の対象から除外（第 35 条）
- ・ 市で独自に個人番号を利用する事務を定めるもの（別表第 1）
- ・ 特定個人情報を目的外利用できる場合を定めるもの（別表第 2）
- ・ 特定個人情報を市の他の実施機関に対し提供できる場合を定めるもの（別表第 3）

2 行政機関個人情報保護法との調整  
マイナンバー制度により、国や他の地方公共団体と個人情報のやり取りをすることから、個人情報の取扱いを標準化するため、改正を行うもの



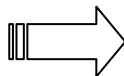
- ・ 個人情報ファイルについて規定（第 15 条）
- ・ 事務登録等を公表しない場合の要件と手続を規定（第 16 条）
- ・ 開示しない情報の規定の整理（第 19 条）
- ・ 裁量的開示制度の追加（第 21 条）
- ・ 訂正請求又は利用停止請求について、開示請求を前置することの明文化（第 29 条・第 35 条）
- ・ そのほか、条文の表現の整理

3 個人情報保護法との調整  
民間部門における個人情報保護法制の定着に伴い、改正を行うもの



- ・ 事業者及び市民の責務に関する条項の削除
- ・ 市内の公共的団体等に対する支援、指導等に関する規定の追加

4 個人情報の取扱いの変化に合わせた改正



- ・ 労働者派遣により市に派遣された者を市の職員とみなす規定の追加